第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：平成　年　月　日
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税	円	円	円	円	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税								
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税								
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税								
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税								
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税	円	円	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税						
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税						
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税						
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税						
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	国税 道府県民税 市町村民税						

３　「②で按分した国税の控除限度額④」の欄は、「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して１人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該１人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。